

外郭団体等役員及び職員の人事及び給与の基準に関する要綱

制 定 昭和47年10月1日

最近改正 令和5年3月23日総人第1715号(局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、本市を退職し、本市の事務事業と関連を有する業務を行っている外郭団体等の役員又は職員に採用される者の人事及び給与の適正化を図り、もって本市退職者の再就職の透明性と信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本市退職者 60歳以降に本市を退職する者（医師、歯科医師は除く。）及び、本市を退職する時に副市長等として在職している者とする。
- (2) 外郭団体 「外郭団体等の指導・調整に関する要綱」第2条第1項第1号に規定する団体とする。
- (3) 関係団体等 「外郭団体等の指導・調整に関する要綱」第2条第1項第2号に規定する団体及び、主な事業として本市区民利用施設の維持・管理を行う区民利用施設協会等とする。
- (4) その他団体 前2号に規定する団体以外の団体とする。
- (5) 再就職者 外郭団体、関係団体等及びその他団体の役員又は職員として再就職した本市退職者とする。

(要請事項)

第3条 本市は、外郭団体に対して、その自主的・自立的な経営を尊重しつつ、この要綱及び「横浜市職員の再就職に関する取扱要綱」（以下再就職要綱という。）の確認及び遵守を求めるものとする。

- 2 本市は、関係団体等に対して、この要綱及び再就職要綱の趣旨を踏まえた対応を求めるものとする。
- 3 本市は、その他団体に対して、その所管する業務内容や社会的役割等を考慮するとともに、この要綱及び再就職要綱の趣旨を踏まえ、理解と協力を求めるものとする。

(役員及び職員の採用)

第4条 本市は、本市退職者が外郭団体の役員又は職員に採用される場合は、あらかじめ、当該外郭団体と協議を行う。

- 2 本市退職者が外郭団体の役員又は職員に再就職する場合の採用手続は、当該外郭団体が定める定款等の規定により行う。

(定年)

第5条 本市は、再就職者が、年齢65歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職することのないよう当該外郭団体に要請するものとする。ただし、団体運営に著しい支障が生ずる場合で、当該外郭団体の無報酬の非常勤役員等（実費弁償相当の報酬を受ける者を含む。）に引き続き就任

する場合は、この限りでない。

- 2 「横浜市一般職職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第6号）」附則第7項に定める経過措置に応じて、令和6年度から令和14年度までの期間については、当該外郭団体が、再就職者が65歳を超えることを理由として再就職要綱第3条第3項に基づく手続きを行った上で、本市から適任と認める者の紹介がなされない場合は、再就職者の在職期間を1年間延長できるものとする。
- 3 前項の規定に基づく在職期間の延長は最大3回までとする。

（役員の兼務）

第6条 本市は、外郭団体及び関係団体等に再就職した本市退職者が、複数の団体の役員を兼ねることのないよう当該本市退職者及び団体に要請するものとする。ただし、団体運営に著しい支障が生ずる場合で、当該団体の無報酬の非常勤役員等（実費弁償相当の報酬を受ける者を含む。）に就任する場合は、この限りでない。

（役員報酬及び役員賞与）

第7条 役員報酬の支給方法については、外郭団体が定めるところによる。

- 2 本市は、外郭団体が、その財政事情に応じて、役員に就任している再就職者に対し、その者の職務の達成度及び団体運営に対する貢献度を勘案して賞与を支給することを妨げない。

（職員給料並びに期末手当及び勤勉手当）

第8条 職員給料の支給方法については、外郭団体が定めるところによる。

- 2 本市は、外郭団体が、その財政事情に応じて、職員として勤務している再就職者に対し、その者の勤務実績に応じて期末手当及び勤勉手当を支給することを妨げない。

（通勤手当）

第9条 本市は、外郭団体が再就職者に対して通勤手当を支給する場合は、本市の一般職職員の通勤手当支給の方法に準じて支給するよう当該外郭団体に要請するものとする。

（その他手当）

第10条 本市は、外郭団体が再就職者に対して前条に定める手当以外の手当を支給する場合について、それを妨げるものではない。

（退職手当の不支給の要請）

第11条 前条の規定にかかわらず、本市は、外郭団体に対し、再就職者に退職手当（退職慰労金など、同様の趣旨で支給されるものを含む）を支給しないよう要請するものとする。

（その他の金品等の不支給の要請）

第12条 本市は、外郭団体に対し、この要綱により支給が認められたもの以外の金品等を再就職者に対して支給しないよう要請するものとする。

（年収限度額）

第13条 本市は、外郭団体が当該団体の役員に就任している再就職者に対して、第7条及び第10条の規定により支給する役員報酬及び役員賞与並びにその他手当の当該年度における合計額が、当

該再就職者の職位等に応じて、別表1に掲げる年収限度額以下となるよう外郭団体に要請するものとする。ただし、令和6年3月31日までの間は、別表2に掲げる年収限度額を適用するものとする。

- 2 本市は、外郭団体が当該団体の職員として勤務している再就職者に対して、第8条及び第10条の規定により支給する職員給料、期末手当及び勤勉手当並びにその他手当の当該年度における合計額が、当該再就職者の職位等に応じて、年収限度額以下となるよう外郭団体に要請するものとする。ただし、令和6年3月31日までの間は、別表2に掲げる年収限度額を適用するものとする。
- 3 前二項の再就職者の職位等は、当該再就職者が60歳に達した日の属する年度の末日時点に在職していた職位とする。ただし、本市を退職する時に副市長等として在職している者の場合は、本市を退職した時の職位等とする。
- 4 本市は、本市職員の給与改定及び社会経済情勢等を勘案のうえ、年収限度額の改定を行うものとする。

(副市長等退職者に関する特例)

第14条 第5条の規定にかかわらず、本市は、本市を退職した時に副市長等として在職していた者が、外郭団体及び関係団体等に再就職した場合の在職期間が、通算して4年を超えることのないよう当該団体に要請するものとする。ただし、団体運営に著しい支障が生ずる場合で、当該団体の無報酬の非常勤役員等（実費弁償相当の報酬を受ける者を含む。）に引き続き就任する場合は、この限りでない。

- 2 本市は、本市を退職した時に副市長等として在職していた者が、外郭団体及び関係団体等に再就職した場合は、当該再就職の都度、その再就職先団体名及び役職名を市会に報告するものとする。

(公表等)

第15条 本市は、外郭団体及び関係団体等で本市退職者が再就職している団体を対象として、第5条、第6条、第11条、第13条及び第14条の規定に基づく措置の実施状況について、毎年7月にその状況を確認のうえ、公表するものとする。

- 2 本市は、前項に基づく状況の確認の結果、第5条、第6条、第11条、第13条及び第14条の規定に基づく措置を実施できていない外郭団体について、その旨及び団体名を公表するものとする。
- 3 前二項の規定について、第5条第2項及び第3項の規定による勤務延長の場合はこの限りでない。

(要請及び協議)

第16条 この要綱に定める要請及び協議は、外郭団体を所管する局区の局区長が行う。

(雑則)

第17条 本市は、外郭団体に対し、この要綱に定めのない事項について、本市の関係条例、規則等の定めに準じて措置するよう要請するものとする。

- 2 この要綱の解釈又は運用に疑義が生じた場合は、所管局区長が外郭団体の代表者等と協議するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前から引き続き団体に在職している役員の退職慰労金については、平成16年3月31日以前の在職期間について従前の取扱いとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年2月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年2月18日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年12月25日から実施する。

- 2 この要綱の実施前から引き続き団体に在職している再就職者の年収限度額については、平成26年3月31日以前の期間について従前の取扱いとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月7日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(別表1) (円)

職位等	年収限度額
副市長等	1100万
区局長級	900万
部長級	790万
課長級	670万
課長補佐級以下	600万

(別表2) (円)

職位等	年収限度額
副市長等	900万
区局長級	740万
部長級	630万
課長級	460万
課長補佐級以下	410万